

愛知県と連携し、長年にわたり地域を支えている 町内企業の再投資を支援します。

蟹江町企業再投資促進補助金

補助対象	町内において10年以上立地しており、かつ、県内において20年以上立地している企業が、製造業等に係る工場、研究所の新增設等を行う場合		
対象分野	(1) 自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に基づく西尾張地域の集積業種の分野(注)		
交付要件	投資規模要件	大企業 25億円以上	中堅企業 1億円以上
	雇用要件	以下の常用雇用者を維持すること 50人以上 25人以上	
補助対象経費	固定資産取得費用(土地を除く) ※消費税相当額除く (新增設に係る工場建設費、機械装置費、工場改修費等を含む)		
補助率	4%以内	5%以内 ※みなし大企業は4%以内	10%以内 ※みなし大企業は8%以内
限度額	2,500万円	2,500万円 ※みなし大企業含む	5,000万円 ※みなし大企業含む
申請時期	工事着手の30日前までに、補助事業認定申請が必要です		

(注) 西尾張地域の集積業種(製造業に限る)

輸送機械関連産業: 11繊維工業、16化学工業(161,1624,165,166を除く)、18プラスチック製品、19ゴム製品、22鉄鋼業、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械(274を除く)、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械(2962,2973を除く)、30情報通信機械、31輸送用機械、323時計・同部分品

繊維関連産業: 11繊維工業、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械(274を除く)

電気・電子機器関連産業: 11繊維工業、18プラスチック製品、19ゴム製品、21窯業・土石、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械、30情報通信機械、323時計・同部分品

機械・金属関連産業: 11繊維工業、16化学工業(161,1624,165,166を除く)、18プラスチック製品、19ゴム製品、22鉄鋼業、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械、30情報通信機械、31輸送用機械、323時計・同部分品

新エネルギー関連産業: 16科学工業(161,1624,165,166を除く)

農工商連携関連産業: 9食料品、10飲料・飼料(105を除く)

食料・飲料品関連産業: 9食料品、10飲料・飼料(105,106を除く)、14パルプ・紙・紙加工品(1431(印刷用紙を除く)、1451,1454に限る)、18プラスチック製品(1831(加工業を除く)、1832(加工業を除く)、1891を除く)、21窯業・土石製品(2114に限る)、24金属製品(241に限る)、26生産用機械器具(2641,2645に限る)

住宅・建築物・同設備関連産業: 11繊維工業(116(和式を除く)、117,118を除く)、12木材・木製品(家具を除く)(123(竹、とうを含む)を除く)、13家具・装備品、16科学工業(161,1624,165,166を除く)、18プラスチック製品(1831(加工業を除く)、1832(加工業を除く)、1891,1892を除く)、19ゴム製品(1933に限る)、21窯業・土石製品(2114,2115,2116,2142を除く)、24金属製品(241,242を除く)

- * 愛知県の新しい創造産業立地補助金交付要綱に基づく認定を受けることが必要です。
- * 事業については、愛知県の審査会で審査しますので、申請をしても必ず採択されるものではありません。
- * 操業開始後5年以内に操業を廃止した場合、交付要件の常用雇用者の維持ができなくなった場合及び無断で取得財産を売却等した場合等は、補助金返還の対象となります。
- * 大企業、中堅企業、中堅企業(みなし大企業)の補助申請についての県支援分5%又は4%の申請は、県へ直接の申請となります。

